

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員個人情報保護規程（平成19年愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

愛知県後期高齢者医療広域連合

監査委員 船 戸 淳

監査委員 稲 葉 民 治

本則中「愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第8号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第2号）」に、「愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年広域連合規則第7号）」を「愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年愛知県後期高齢者医療広域連合規則第3号）」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。